

報告事項 1

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会の意見のまとめについて

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会の意見のまとめについて、次のとおり報告する。

令和 5 年 1 月 26 日 提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 高田 純

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会
意見のまとめ（報告）

令和5年1月25日

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会

目 次

1	本検討委員会について-----	1
2	神戸市における不登校の現状-----	2
3	これまでの本市の取組-----	4
4	意見のまとめ	
(1)	不登校支援のあり方に関する基本的な考え方-----	7
(2)	登校しやすい環境整備と不登校の早期支援-----	7
ア	不登校児童生徒の増加要因・背景-----	7
イ	不登校のきっかけや継続している要因等の的確な把握-----	8
ウ	SC・SSWを含む関係者間の情報共有と組織的支援-----	8
エ	魅力ある学校づくり等の取組のあり方-----	8
(3)	不登校児童生徒への支援の充実-----	9
ア	青少年育成センターの果たすべき役割-----	9
イ	「くすのき教室」における支援内容・支援体制等-----	9
ウ	ICT等を活用した支援方策-----	9
エ	校内における不登校支援-----	9
オ	多様な教育機会の確保-----	10
(4)	保護者サポート及び民間施設等との連携推進-----	10
ア	保護者向け支援の充実-----	10
イ	教育相談窓口の充実-----	10
ウ	フリースクール等の民間施設との連携-----	10
(5)	臨時委員の意見-----	11
5	委員長総括-----	13
<参 考>		
1	検討委員一覧-----	14
2	臨時委員一覧-----	14
3	検討委員会開催状況-----	15
4	他都市の取組等の視察報告（横浜市・広島県・岐阜県岐阜市・香川県三豊市）-----	16

1 本検討委員会について

全国的に不登校児童生徒数は増加傾向にあり、神戸市においても、令和3年度、小中学校あわせて2,974人となっており、不登校児童生徒及びその保護者への支援の充実は、重要な課題であると認識している。

神戸市では、不登校児童生徒に対して学習支援や体験活動等を行う「くすのき教室（青少年育成センターと7か所の分室）」の設置や、「スクールカウンセラー（以下SC）」・「スクールソーシャルワーカー（以下SSW）」、フリースクールや関係機関との連携を担う「不登校担当コーディネーター」を配置するなど、不登校児童生徒への支援が行われている。また、フリースクールに通う児童生徒や自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている児童生徒に対しては、その学習や活動内容に応じて、出席認定がされている。

相談窓口としては、青少年育成センターと7か所の教育相談所で不登校を中心に相談対応するほか、総合教育センターに設置している教育相談指導室では、カウンセラーを配置して、児童生徒及び保護者、教員その他関係者を対象に、いじめ、不登校、友人関係、子育て・しつけ、進路・学習、からだ・健康、学校生活などの様々な相談に対応し、相談内容により必要に応じて関係部署・機関と連携している。

このような取組が進められているが、不登校児童生徒への支援の改善充実を図る観点から、本市における不登校児童生徒への支援の現状と課題を検証するとともに、今後の不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について検討するため、「今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を開催することになった。

本検討委員会は、学識経験者、弁護士、フリースクール関係者、SC、SSW、学校関係者の計9名が委員に委嘱され、『登校しやすい環境整備と不登校の早期支援』・『不登校児童生徒への支援の充実』・『保護者サポート及び民間施設等との連携推進』の3点を中心に検討を進めてきた。

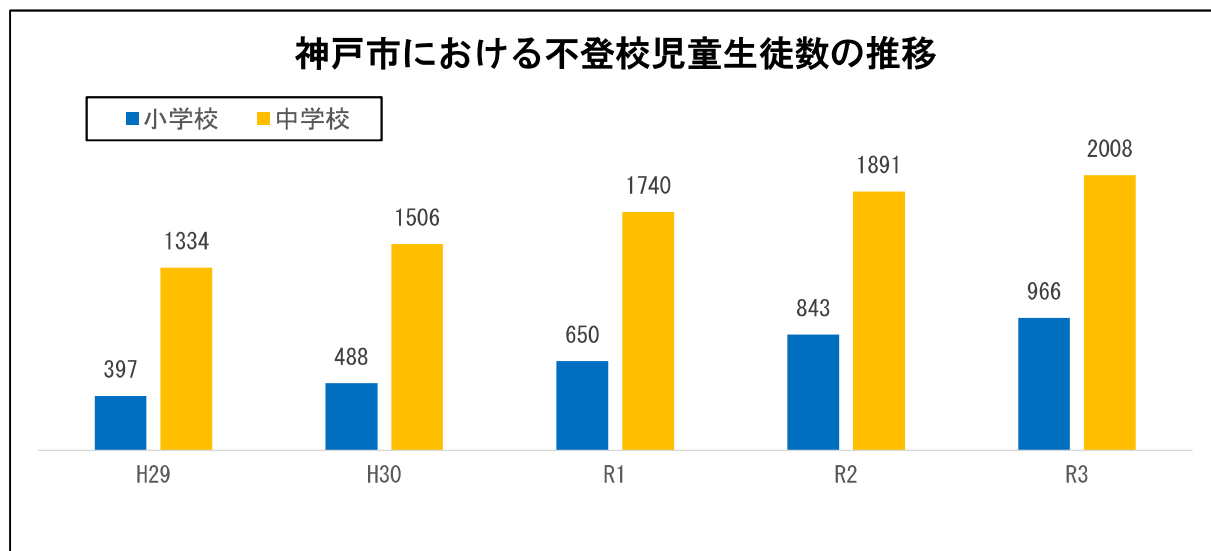
なお、検討にあたっては、不登校にかかわる当事者の方々から直接、ご意見を伺うことが重要であることから、不登校の経験者やその保護者、また、不登校に関する親の会の運営に携わる方々の5名を臨時委員として、検討委員会でヒアリングを行った。

また、他自治体の好事例を参考とするため、検討委員と事務局で広島県及び横浜市の教育支援センター、岐阜市及び香川県三豊市の不登校特例校をそれぞれ訪問し、その取組を視察した。

本書は、これらの取組も踏まえ、検討委員会における委員の方々からの意見をまとめたものである。

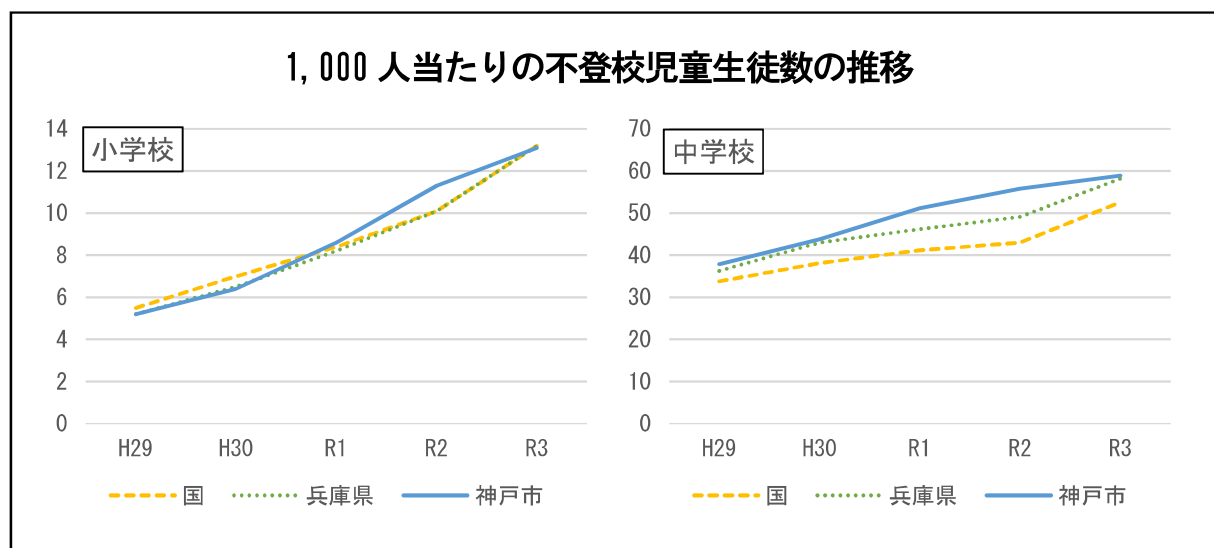
2 神戸市における不登校の現状

(1) 神戸市における不登校児童生徒数の推移 [H29～R3]



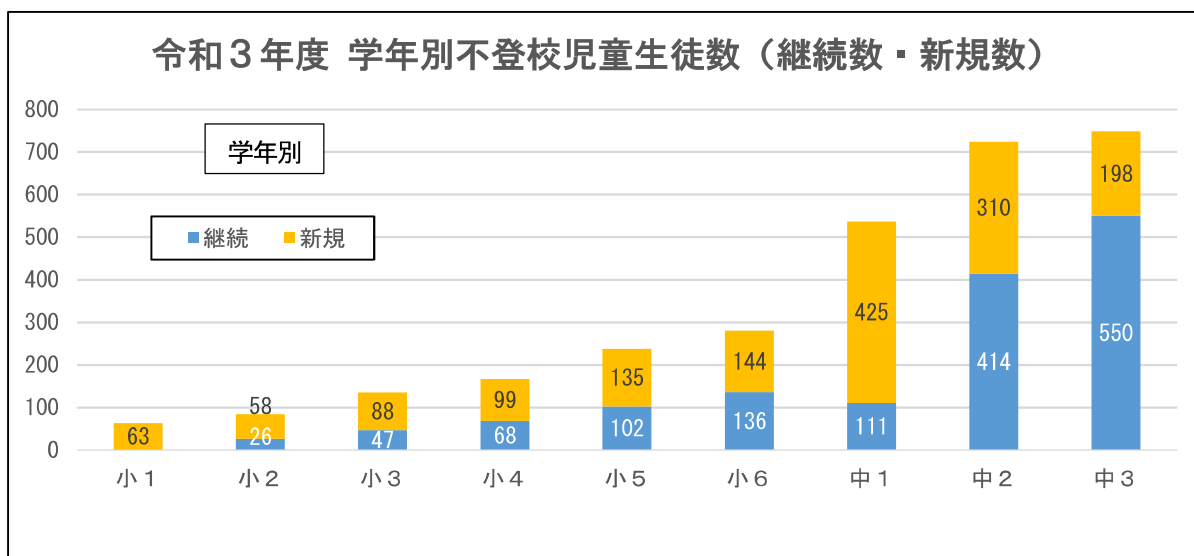
「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より
・神戸市における不登校児童生徒数は増加傾向が続き、中学校では5年間で約1.5倍、小学校では約2.4倍になっている。

(2) 1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移（比較）[H29～R3]



「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より
・1,000人当たりの不登校児童生徒数についても増加傾向が続いている。小学校では、平成29年度に1,000人当たり5.2人だったが、令和3年度は13.1人に増加し、中学校では、平成29年度の37.9人から令和3年度は58.9人に増加している。

(3) 学年別不登校児童生徒数 [R3]



「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より
 ・学年別不登校児童生徒数については、令和3年度に新たに不登校となった児童生徒数は1,520人、前年度から継続して不登校となった児童生徒数は1,454人となっている。

(4) 不登校の主たる要因 [R3]

小学校			
神戸市		全国（公立）	
①無気力・不安	46.5%	①無気力・不安	49.8%
②親子の関わり方	16.8%	②親子の関わり方	13.2%
③生活リズムの乱れ、あそび、非行	15.6%	③生活リズムの乱れ、あそび、非行	13.2%
④いじめを除く友人関係をめぐる問題	4.9%	④いじめを除く友人関係をめぐる問題	6.1%
⑤学業の不振	3.9%	⑤家庭の生活環境の急激な変化	3.2%
中学校			
神戸市		全国（公立）	
①無気力・不安	46.1%	①無気力・不安	50.1%
②いじめを除く友人関係をめぐる問題	13.7%	②いじめを除く友人関係をめぐる問題	11.5%
③生活リズムの乱れ、あそび、非行	10.7%	③生活リズムの乱れ、あそび、非行	11.2%
④学業の不振	8.9%	④学業の不振	6.1%
⑤入学、転編入学、進級時の不適応	5.7%	⑤親子の関わり方	5.4%

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より
 ・不登校の主たる要因については、全国と同様の傾向が見られる。小学校・中学校ともに1位は「無気力・不安」となっている。2位は、小学校では「親子の関わり方」、中学校は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっており、3位は小学校・中学校ともに「生活リズムの乱れ、あそび、非行」である。

3 これまでの本市の取組

(1) くすのき教室（教育支援センター）による支援

- ・「くすのき教室」を青少年育成センター他、市内7か所に分室を設置。不登校児童生徒に対し、学習支援や体験活動を実施。
- ・不登校児童生徒の自立支援や保護者への支援のほか、自然体験や農業体験、スポーツ体験等をボランティア団体やNPO等と連携しながら実施。

	青少年育成センター	東	北	北神	長田	北須磨	垂水	西	合計
中学生	47	32	10	15	21	12	20	23	180
小学生	27					7			34

(2) 不登校コーディネーターの配置（R2～）

- ・青少年育成センターやフリースクール、こども家庭センター、区役所などの関係機関との連携の窓口となり、不登校児童生徒への支援体制の充実を図る「不登校担当コーディネーター」を事務局に配置。
- ・令和4年度には、不登校担当コーディネーターを1名増員。各校を訪問して、新たな不登校児童生徒を生まない魅力ある学校づくりを支援。

(3) 魅力ある学校づくりの推進（R4～）

- ・令和4年度はモデル校として市内5校において、①集団づくり・学級経営手法の見直し、②授業づくり・学習支援、③児童生徒の状況に応じた適切な支援・働きかけをテーマに授業研究と職員研修を行った。
- ・本事業の実施にあたり、東京理科大学教育支援機構教職教育センターの中村豊教授、立命館大学の中村健教授による、専門的な知見に基づくサポート体制を敷いた。

(4) 各校における不登校対策

- ・不登校児童生徒やその保護者への家庭訪問等による支援の実施。
- ・校内の別室における個別の指導や支援の実施。

(5) フリースクールとの連携

- ・ フリースクールに通う児童生徒の指導要録上の出席取扱い。
(令和3年度 市内外 33 か所に通う児童生徒 129 人について指導要録上の出席取扱い)
- ・ 平成30年度からフリースクールと教育委員会事務局、学校関係者が、相互理解を深め、連携を強化するため、「教育機会を提供している民間の団体等の連絡会」を開催。
(R4年度は24団体参加)

(6) スクールカウンセラーによる支援

- ・ 心の専門家としてスクールカウンセラーの配置を、中学校から小学校等へと拡充し、児童生徒やその保護者の相談や、授業巡回による見立てを行っている。その後、教職員とのコンサルテーションを通じて必要な情報を共有し、組織的支援を行っている。

	配置実人数	配 置
R4	134名	月4回：小学校148校，全ての中学校・義務教育学校・高等学校 月2回：小学校14校・全ての特別支援学校
R3	126名	月4回：小学校135校，全ての中学校・義務教育学校・高等学校 月2回：小学校27校・全ての特別支援学校
R2	112名	月4回：小学校104校 全ての中学校・義務教育学校・高等学校 月2回：小学校58校・特支校5校

(7) スクールソーシャルワーカーによる支援

- ・ 福祉の専門家としてスクールソーシャルワーカーを各区1名以上配置し、学校だけでは解決できないケース等について、関係機関等との連携を行っている。

	配置人数	配 置
R3~	SSW 17名 SV 1名	SSW：拠点校15名〔東灘・灘・兵庫区は各1名・その他の区は各2名〕・事務局2名 SV（スーパーバイザー）：事務局1名
R2	SSW 12名 SV 1名	SSW：拠点校12名〔北・垂水・西区は各2名・その他の区は各1名〕 SV（スーパーバイザー）：事務局1名

(8) 不登校に関連する相談窓口

ア 神戸市立青少年育成センター

内 容：不登校、学業・進路、いじめなどの子供に関する様々な問題や悩みの相談に対応

場 所：青少年育成センター及び各教育相談所

対応者：主任指導員、青少年育成センター所属担当係長・指導主事

方 法：電話、面接、訪問

イ 教育相談指導室

内 容：いじめ、不登校、子育て、虐待等、様々な内容についての教育相談窓口

場 所：神戸市総合教育センター（3階）

対応者：相談員（公認心理師・臨床心理士等の資格を持つカウンセラー）

方 法：電話、面接

ウ 特別支援教育相談センター

内 容：就学を含めた発達に関する各種相談窓口を令和4年度より組織改編

場 所：神戸市総合教育センター（5階）

対応者：指導主事、専門相談員（心理士）、教育相談員（通級指導教室担当者）、
医療教育相談員（児童精神科医等）

方 法：学校訪問による巡回指導、来所相談（検査・面談）、電話相談

4 意見のまとめ

(1) 不登校支援のあり方に関する基本的な考え方

- ◆教育機会確保法の理念を十分理解した上で、適切に対応していくことが重要である。また、「社会的自立」についての認識を関係者で共有するため、将来的に目指す姿やそのために必要な取組（長期的、短期的）、考え方を教育委員会として具体的に示すべきである。
- ◆不登校は問題ではないことを、子供を取り巻く関係者が共有し、子供が何を求めているのかに寄り添い、適切な支援をどのタイミングで行うかが重要である。
- ◆一人一人にオーダーメイドの支援が必要で、そのためには、学校は、不登校の子供たちをどう見立てるかというアセスメントの力を高めていかなければならない。
- ◆不登校の子供の状況は様々で、教職員だけでなく、保護者や多様な専門家とともに、互いの気づきやそれぞれの専門性、役割を生かしながら、子供や保護者を中心にすえて何ができるか、組織としての意見を形成し、手立てを考えていくことが求められる。
- ◆担任と本人の関係だけにならないよう、チーム学校として教職員間のコミュニケーションとともに、学校が内向きでなく、保護者も含め、SC、SSW、学校外の専門機関やフリースクール等とつながることが子供の支援にあたって重要となる。
- ◆進路指導や進学相談等において、通信制高校を含む多様な学びの場に関する情報を提供し、子供の思いを大事にしながら、自分の意思による進路選択をいかに支援していくかが重要である。子供が自分の意思で決めていくこと（自己決定、自己選択）が社会的自立の一步になる。

(2) 登校しやすい環境整備と不登校の早期支援

ア 不登校児童生徒の増加要因・背景

- ◆今般の不登校児童生徒の増加はコロナ禍が大きな要因で、これが学校教育、学校生活だけでなく、世の中の様々な価値観を変えた。
- ◆唯一絶対の原因があるのではなく、様々な要因が絡んでいることが多い。また、不登校の初期と長期化した時の各々の段階では、その要因も変わっていく。そうした変化を把握し、状況に適した支援を行うことが重要である。

イ 不登校のきっかけや継続している要因等の的確な把握

- ◆要因や背景を明らかにすることは大事であるが、決めつけないこと、問題として捉えず、子供とともに考える中で理解を深めていく対応が求められる。
- ◆学校復帰はあくまでも子供が選ぶ結果で、アセスメントや支援策を検討する際、子供の思いに沿ったものでなければ子供たちからずれていくことに留意しなければならない。
- ◆児童生徒の思いや状況が変化することもあるため、アセスメントや支援結果を振り返り、必要に応じてアセスメントの見直しが必要である。
- ◆アセスメントは、子供の思いや保護者の意向を踏まえ、担任だけでなく、学年教員や支援員、SC や SSW も含めチーム全員で作っていくものである。連携する他機関の意見も反映し、多様な視点で行うとともに、校種間・学年間の情報共有・引き継ぎ等、子供理解の取組を強化すべきである。

ウ SC・SSW を含む関係者間の情報共有と組織的支援

- ◆子供に関わる教職員が、SC や SSW の専門性、役割を理解して、普段から連携を重視した取組を行うなど、SC や SSW の関わりを一層推進すべきである。
- ◆情報連携を行動連携に高めていくことが重要であり、学校の教員の中で情報を行動に移していくコーディネーターが必要である。
- ◆教育的支援だけでなく、心理的支援、福祉的支援も重要になっている。事案によっては行政等の力を総動員して対応していく他職種連携やチーム支援の充実に努めるべきである。

エ 魅力ある学校づくり等の取組のあり方

- ◆魅力ある学校づくりのためには、学級、学年、学校で子供を認める、寄り添う、話をよく聞く、褒めるといった地道な取組を積み重ねていくことが重要である。
- ◆しんどくなる前、ちょっとしんどいときに SOS が出せる、いつでも相談できる、安全・安心な学校が、全ての子供たちに必要である。また、子供たちの SOS を教職員や周りの大人が上手に受け取る体制づくりを強化すべきである。
- ◆保護者や地域の方々、大学生等の参画を得て、教職員以外の様々な立場の人と子供たちが一緒に学ぶ機会を増やしていくことも魅力ある学校づくりにつながる。

(3) 不登校児童生徒への支援の充実

ア 青少年育成センターの果たすべき役割

- ◆青少年育成センターは、不登校支援だけでなく、青少年の健全育成など様々な役割も担っている。フリースクールと分担できるものは分担し、互いに協力すべきである。
- ◆青少年育成センターは、不登校の前段階で学校と連携し、子供の情報をアセスメントにつなげて支援するなど、学校の悩みに相談機関として携わりながら、早期支援の充実に努めるべきである。

イ 「くすのき教室」における支援内容・支援体制等

- ◆市内7か所の分室は、交通の便の良い場所もあるが、立地上、通所が困難な子供もいる。また、低学年の子供は保護者の送迎が必要なため、くすのき教室の拡充も検討すべきである。
- ◆くすのき教室の支援プログラム・個別支援を充実させるとともに、学校・くすのき教室・行政がそれぞれの機能を理解し、互いの連携を強化すべきである。

ウ ICT等を活用した支援方策

- ◆オンラインによる学習支援等のためのスタジオを設け、指導主事が対面指導を行う他の自治体の取組は効果的と思われる。神戸市においても、例えば、メタバースの活用も含め、不登校の子供たちへのオンラインでのつながりやサポートを検討すべきである。
- ◆Webでのオンライン授業について、各学校での取組に加え、青少年育成センター等において実施することを検討すべきである。また、多様な学びの保障のため、リアルタイムだけでなく教材集を作成して、オンデマンドで各学校や家庭で活用できるような手立ても有効である。

エ 校内における不登校支援

- ◆小学校では、教室や支援者を確保できず、別教室での支援が難しい。学校だけではなく、地域、フリースクールを含む全ての機関との連携を促進すべきである。
- ◆不登校の子供たちが大学生等の若者と関わることで、活力や元気を得られる効果が期待できる。その方法として、教員や臨床心理士の資格取得のための実習先を求める大学との連携を検討すべきである。
- ◆「別室」を「〇〇教室」と肯定的に捉えられるように変更したり、オンラインで大学生とつなげたりするなどの取組例を市内の各校に紹介し、広げていくべきである。

オ 多様な教育機会の確保

- ◆不登校特例校は、不登校支援の中核施設として、そこで得られた成果を地域や学校現場に還元することも期待できるため、神戸市においても、不登校特例校の設置を検討すべきである。
- ◆教育の中だけでなく、多様なセクションと連携し、フリースクールやNPO等の力も借りて、学校にしんどさを感じる子供たちを支援できる居場所づくりを検討すべきである。
- ◆「安心・安全な居場所」や「社会的自立」は、個々によって異なるため、校内の別教室での支援やくすのき教室、不登校特例校、フリースクール、ICT等を活用した学習支援など、できる限り多様な選択肢を提供する必要がある。その選択肢から最終的に決めるのは子供自身である。

(4) 保護者サポート及び民間施設等との連携推進

ア 保護者向け支援の充実

- ◆保護者の安定が、子供たちにいい効果を及ぼすことから、保護者をどう支え、どこで支えるのかという、保護者支援の体制を構築していかなければならない。
- ◆不登校支援策や、親の会、フリースクールなどの情報を、保護者視点でホームページに掲載し、積極的な情報提供を行うべきである。その際、神戸市の他部局で不登校児童生徒を対象とする支援、例えば、福祉局のICTを活用した学習支援事業や神戸ひきこもり支援室、こども家庭局のこどもの居場所づくり事業等に関する情報も入手できるようにすることが重要である。

イ 教育相談窓口の充実

- ◆ワンストップ型の相談窓口を設けたり、神戸市の特色ある相談窓口が互いに連携したりして、他の窓口を紹介するなどの体制づくりが重要である。
- ◆学校が不登校児童生徒や保護者に適切に支援していくため、学校に対して相談窓口等の支援情報の提供を充実させていく必要がある。

ウ フリースクール等の民間施設との連携

- ◆フリースクールの運営には経費がかかるという課題があり、補助を行っている自治体もある。学校とフリースクール等学校外の団体・機関との連携は欠かせず、神戸市としても補助や連携が必要ではないかと考える。

- ◆くすのき教室やフリースクールに通ったこと、学習したことに対しては、出席認定の取扱いを明確にした上で、出席認定を一層進めるべきである。
- ◆フリースクール等のノウハウを活用して共同で事業を行うなど、民間施設との連携の推進について検討していくべきである。

(5) 臨時委員の意見

- ◆学校では、学校復帰が第1目標となって、先生方の働きかけと当事者の気持ちにすれ違いが生じている場合も少なくないため、先生方の理解を深めていくよう取り組んでほしい。
- ◆魅力ある学校づくり・魅力ある学校を考えると、子供たち、先生、保護者、地域と一緒に考えていくことが望ましい。また、小学校におけるフリールーム（別室）の設置やいつでも誰でも利用できるという活用についても検討してほしい。
- ◆自分の人生の中で一番の経験は、「くすのき教室」に通ったことである。いろいろな人と出会い、様々な体験を通じて、自分の視野を広げ、成長することができた。重要なことは無理に学校に行くことではなく、自分が安心する場所をつくることである。
- ◆子供が不登校になった当初、無理やり起こして学校へ連れていく日が続き、親の方が焦って子供を追い詰めていた。振り返ると、不登校は悪い、何とか学校に戻さなければと親自身がずっと思っており、それに影響を受け、子供は自分を責め続けていた。環境を変えて不登校を人生の経験として前向きに捉え直せたことが、子供にとって大きかった。
- ◆フリースクールで不登校は悪くないという考えに触れ、見違えるように活力を取り戻した子供を見ていると、不登校の子供自体が問題ではなく、子供を取り巻く学校や社会と、子供たちが本来持っている特性が合わないことに気づいた。本人に合う環境に入れば心境も変わり、潜在能力を発揮できるようになるため、教育の多様化がもっと広がってほしい。
- ◆通信制高校の情報を含め、進路に関する幅広い情報を子供たちに伝える機会を作してほしい。
- ◆学校教育の枠を超え、子供たちが一人一人に合う教育を受けられるよう、保護者に情報提供するとともに、フリースクール等の学校外教育施設への助成金もいずれは実施してほしい。また、親の会の運営には資金面で課題もあり、教育目的に限定したクーポンの配布（教育バウチャー制度）などが迅速に対応できる支援策ではないかと思う。

- ◆民間の学びの場や親の会、子供の居場所に関するリストを作成し、学校や公的機関で必要とされる方に情報提供できるシステムをつくってほしい。
- ◆不登校児童生徒の保護者の孤立を防止するため、教員や SC、SSW を交え、悩みを話し合い、不登校関連の情報を共有する場を作ってほしい。
- ◆教育委員会と当事者との定期的な懇談の機会を作り、具体的な対策を推進してほしい。
- ◆不登校支援には2つの柱がある。1つは、フリースクールなど多様な学びの場・子供の居場所への理解と経済的支援、相談・情報提供システムの充実など、今困っている当事者への迅速な支援である。もう一つは、子供たちにじっくり向き合うための少人数学級や教員の増員、一方的に教える授業から子供たちが主体的に考えて参加できる授業への転換、いろいろな子供の個性が混ざり合うことを常としたインクルーシブ教育など、学校教育の見直し・充実である。

5 委員長総括

そもそも学校は、全ての子供たちが自己の能力を精一杯発揮でき、毎日楽しく通える「学びの場」であるべきである。これまで神戸市教育委員会では、このような魅力ある学校づくりのための様々な意欲的な取組を行ってきた。その結果、登校するようになった児童生徒も多く存在する。また、不登校児童生徒を支援する様々な関係機関、民間団体等の取組により、社会的自立に向けた支援も熱心に行われてきた。まずは、このような篤実な取組に改めて敬意を表すものである。

しかしながら、神戸市においても、不登校児童生徒数は依然として高い水準で推移しているため、「不登校児童生徒への支援の現状と課題を検証し、不登校児童生徒への支援の改善充実を図る観点から、今後の不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について検討するため、今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会を開催」（「今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会開催要綱」第1条（趣旨）令和4年7月7日付 神戸市教育長決定）することとなった。

このような経緯によって開催された本検討委員会では、各委員がそれぞれの立場から、(1)「登校しやすい環境整備と不登校の早期支援」、(2)「不登校児童生徒への支援の充実」、(3)「保護者サポート及び民間施設等との連携推進」の3点を中心に検討を重ねてきた。特筆すべきは、不登校の経験者やその保護者、また、不登校に関する親の会の運営に携わる方々を臨時委員として、検討委員会でヒアリングを行ったこと、さらには、先進事例として、広島県及び横浜市の教育支援センター、岐阜市及び香川県三豊市の不登校特例校をそれぞれ訪問し、その取組を踏まえて議論を進めてきたことである。

このように、当委員会では、何より不登校の経験者や保護者を基軸にし、不登校児童生徒に対する支援の目標である「社会的自立」の視点から好転に結びつけている実践事例を踏まえながら議論し、本報告（意見のまとめ）としてまとめていった。

不登校児童生徒への支援にあたっては、多様で複雑な不登校の要因や背景を、可能な限りの確に把握し、児童生徒が不登校に至った状況を共感的に理解し、寄り添っていくことが大切である。しかしながら、社会情勢の変化に伴い、子供を取り巻く家庭や地域社会のあり方も大きく変容してきており、不登校の要因やその背景もますます多様化、複雑化してきている。当委員会でも議論されたように、全ての教職員が専門性やそれぞれの「強み」を発揮するとともに、学校内外の専門家や関係機関、民間団体等の参画を得て、関係者が協働して一丸となった体制を実現することにより、子供一人一人の多様な課題に対応した、隙間のない組織的な支援の充実がなされることを期待したい。

今後、神戸市教育委員会では、本報告（意見のまとめ）の内容を踏まえ、総合的かつ体系的な不登校施策を策定し、不登校支援のあり方について、全ての教職員に周知し、神戸市における不登校児童生徒支援が一層充実することを強く望み、総括とする。

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会
委員長 住本 克彦

<参考1> 検討委員一覧

(五十音順)

名 前	役 職 等	備 考
井川 一裕	弁護士法人 俵法律事務所 弁護士	
伊藤 美奈子	奈良女子大学 研究院生活環境学部 教授 臨床心理相談センター長	副委員長
井上 序子	神戸市スクールカウンセラー・スーパーバイザー	
小川 優子	神戸市立多聞の丘小学校 校長	
金井 祐真	NPO 法人 ダルボイ・アカデミー代表理事	
河合 靖代	神戸市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー	
住本 克彦	奈良学園大学 人間教育学部 教授	委員長
中村 健	立命館大学 経済学部 教授	
古川 雅一	神戸市立本山中学校 校長	

<参考2> 臨時委員一覧

(五十音順)

名 前	役 職 等	備 考
大竹 奈緒子	新しい学びネットワーク おでんの会	第4回検討委員会 臨時委員
長島 洋子	不登校経験者の保護者	第3回検討委員会 臨時委員
春名 由美子	学校がしんどい子ども達と家族・支援者のための コミュニティ Cuddle (カドル)	第4回検討委員会 臨時委員
非公表	不登校経験者	第2回検討委員会 臨時委員
非公表	不登校経験者の保護者	第3回検討委員会 臨時委員

<参考3> 検討委員会開催状況

開催日時 (令和4年度)	開催場所	検討事項等
7月12日 (火)	神戸市総合教育センター 701 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・神戸市における不登校の現状 ・検討事項の確認 等
9月14日 (水)	神戸市総合教育センター 701 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の委員からのヒアリング ・検討事項 「登校しやすい環境整備と不登校の早期支援」 ・その他
10月12日 (水)	神戸市立青少年育成センター 6階ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の委員からのヒアリング ・検討事項 「不登校児童生徒への支援の充実」 ・その他
11月2日 (水)	神戸市総合教育センター 701 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の委員からのヒアリング ・検討事項 「保護者サポート及び民間施設等との連携促進」 ・その他
11月30日 (水)	神戸市総合教育センター 701 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項総括 ・報告書案検討

<参考4> 他都市の取組等の視察報告

1 教育支援センターの取組（横浜教育支援センター）

(1) 基本方針

ア 安心できる居場所づくり

- ・不登校児童生徒が安心できる居場所を作ることが目標

イ 個別最適な学習機会の提供

- ・個別の学習課題
- ・在籍校の授業をオンライン配信（GIGA 端末）
- ・学校における教職員等による学習指導
- ・家庭訪問による支援
- ・在籍校以外の施設における活動
- ・在籍校における別室指導（校内ハートフル）

(2) 特色ある取組

ア 外出が困難な児童生徒への支援

i ハートフルフレンド家庭訪問

- ・外出困難な児童生徒を対象に大学生等を家庭へ派遣

ii アウトリーチ家庭訪問学習支援

- ・委託企業から訪問員が家庭を訪問し、学習ニーズに対応して支援

iii アットホームスタディ（アカウント発行オンライン学習支援）

- ・外出困難な児童生徒で学習ニーズがある場合に、学習支援ソフトのアカウントを配布

イ 外出はできるが学校へは入れない児童生徒への支援

- ・支援センター事務局に専任教諭及びカウンセラーを配置（4名ずつ）

i ハートフルスペース（学校外の施設）

- ・家から外出はできるが、在籍校には入りづらい児童生徒が対象
- ・学習のニーズがある児童生徒は、ハートフルルームにつなぐ（併用可能）

ii ハートフルルーム（小中学校敷地内に設置）

- ・市内4エリア内の小中学校内に設置
- ・学習支援を実施し、最大週5日通所が可能
- ・小学生、中学生はそれぞれ自分の校種の施設に通う。

ウ 学校に登校できるが教室には入れない児童生徒への支援

- i 校内ハートフル ※指定校で実施 R2_8校、R3_20校、R4_35校、拡充中
 - ・特別支援教育コーディネーター（各校1名以上配置）、生徒指導専任教諭等が中心となつて、情報共有を図りながら、教職員による教科指導や支援員による個別支援等を実施
 - ・支援員を配置（授業に近い支援、個別基礎学習、提出物の支援等、個に応じた支援を実施）

エ 民間教育施設との連携

- i ハートフルみなみ事業（民間施設に市教委が事業委託）
- ii 横浜子ども支援協議会（R3.4/1 現在 16施設が参加）
 - ・不登校児童生徒の社会的自立を目的として活動を行う民間施設の任意団体（取組内容）
 - ・連絡会の実施
 - ・「保護者の集い」で参加している民間施設を紹介
 - ・新任専任教諭との座談会
 - ・ハートフル（教育支援センター）との合同行事（芸能鑑賞会）

2 広島県教育委員会の取組

(1) 基本方針

- ア 広島版「学びの変革」アクション・プランの推進
 - ・全ての児童生徒の「主体的な学び」を実現することを目指す
- イ 子供の実態に応じた多様な「選択肢」と「自己決定」を意識した教育活動の推進
 - ・「個別最適な学び担当」を新設
 - ・不登校支援センター設置

(2) 特色ある取組

ア 広島県教育支援センター（SCHOOL“S”）による支援

①施設環境の整備

- ・ロビーや研修室等を改装し、ソファを置く、カラフルな色使いをする等、明るく入りやすい室内環境を整備

②情報発信の工夫や外部資源の活用

- ・イラストロゴ…地元出身のイラストレーターに協力依頼、クリアファイル・ステッカー・スタッフシャツ等関連グッズも作成
- ・広報誌やラジオ番組を通じた発信
- ・広島 LEARN プロジェクト等にも指導助言いただいている東京大学先端科学技術研究センター中邑賢龍教授を名誉校長として招聘
- ・認定 NPO 法人カタリバとの連携・協力に係る協定を締結し、アセスメントや学習支援への協力を依頼

○個別サポート計画（アセスメント）の作成

○メンターの派遣等による学習支援

○デジタルツールを活用した学びプログラムの提供

○効果的な支援方法等の研究開発を目的としたデータ分析

③オンライン機器等の整備

- ・タブレット端末等でオンライン学びプログラム等のコンテンツを視聴可能
- ・「スタジオ S」：テレビ会議ソフトで学習支援等を行う

イ 不登校スペシャルサポートルーム（SSR）推進校への支援

①施設環境の整備

- ・学校らしく見えない教室（必ずしも教室復帰を目指さない）

②個別のサポート計画（適切なアセスメントの実施）の作成

- ・長期目標・短期目標（身につけさせたいこと等）

○相談希求能力の向上 ○自分の強みを知り、生かす力 ○SOS を出せる力

③学習支援〔個別・集団〕（児童生徒の興味・関心を活かした学び）

- ・オンライン学びプログラム及びオンラインクラブ活動

県内 SSR 等や外部資源（専門家等）をオンラインで結んで実施

- ・児童生徒が相互に学び合う場、教え合う活動や協働作業が必要な場を設定

ウ 広島 LEARN プロジェクトの実施（東大 LEARN in 広島、オンライン学びプログラム等）

- ・東京大学先端科学技術研究センターとの連携

- ・様々な企業や民間団体、公的機関等とコラボレーションし、魅力的なコンテンツを開発

エ フリースクール等民間団体との連携体制の構築…情報共有会の開催

オ 個別最適な学び探究セミナーの実施（年間5回）…様々な社会人を講師として招聘

3 不登校特例校の取組（岐阜県岐阜市立草潤中学校）

- (1) 特色 学校らしくない学校
- (2) 設置形態 中学校（不登校特例校）
- (3) 対象生徒 中学校年齢の生徒 ※新入生以外に転入も若干名
- (4) 授業時数等 770 時間
- (5) 受け入れの流れ
 - ①学校説明会 9月、10月
 - ②体験会 11月
 - ③面談 11月、12月
 - ④検討会・入学・転入者決定 1月
- (6) 取組の特徴
 - ①個に応じた学習スタイル
 - ・教室における授業（計画に基づく授業）の提供はあるが、いつ、どこで、何を、どのように学ぶかを生徒自らが選択可能
 - ②通級支援・オンライン支援
 - ・現籍校からの通級支援や自宅等でのオンライン授業配信の受講が可能
 - ③評価の方法
 - ・通知表の記載方法、定期テスト受験について生徒自らが選択可能
 - ④「エールぎふ」との連携
 - ・総合教育相談窓口である「エールぎふ」でも不登校等の支援について相談を受付
- (7) その他、不登校支援の中核としての機能（教育相談の研修、通信制高校の進路説明会等を実施）

4 不登校特例校の取組（香川県三豊市立高瀬中学校夜間学級）

- (1) 特色 不登校学齢期生徒の受け入れも行う夜間中学校（不登校特例校指定）
- (2) 設置形態 既存中学校に開設する「二部学級」として設置
- (3) 対象生徒
 - ①義務教育未修了者
 - ②不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた方（外国籍の方を含む）
 - ③不登校学齢期生徒
- (4) 授業時数等
 - ①学齢経過者：年間 700 時間（1 単位時間：40 分）
 - ②学齢期生徒：年間 805 時間（1 単位時間：40 分）

※学齢期生徒は、学齢経過者の 1 校時前に 0 校時（16:45-17:25）を設定

※「ひなの時間」：各自の習熟度に合わせて、個別学習を行う時間を年間 70 時間設定
- (5) 受け入れの流れ（学齢期生徒）
 - ①事前相談
 - 住所地教委へ相談 → 面談 1（指導主事・SSW）※保護者送迎必須の旨、確認
 - 体験入級申込書提出 → 面談 2（指導主事・臨床心理士）
 - ②体験入級（1 か月以上）
 - 随時面談（教諭等） → 面談 3（指導主事 2 名）※通学・学習の様子を踏まえ転入決定
 - ③転入（校区外・区域外就学許可申請）
- (6) 不登校学齢期生徒にとっての利点
 - ・夜間中学校は現在、多文化異年齢の生徒が在籍しているため、同級生はほとんどいない。このことから、「同調圧力」は発生しにくいいため、不登校生徒にとってストレスが少ないことはメリットである。
 - ・上記のような集団のため、服装や髪形等の校則も昼間の公立学校に比べ柔軟に対応している。このため、生徒指導上のストレスも受けにくいこともメリットである。
 - ・目上の在籍生徒や外国籍の生徒との交流が社会性の獲得や自尊心の向上につながる。